

# 【商品概要説明書】

## 財形年金預金

[2015年1月28日現在]

1. 商品名	財形年金預金
2. ご利用 いただける方	満55歳未満の個人（当行と財形貯蓄契約を締結している事業所の勤労者に限る） お一人さま1契約のみ（他金融機関を含む）
3. 期間	5年以上
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	給与・賞与等からの天引き預入 1,000円以上 1円単位
5. 払戻方法 (1)据置期間 (2)年金支払 開始日 (3)年金受取期間 (4)年金支払方法 (5)目的外払戻	最終預入日から6ヵ月以上5年以内の範囲で設定が可能です。 満60歳の誕生日以降の任意の日（ただし1日から28日までの日）を指定可能です。 1回あたりの年金支払金額は、年金元金計算日（年金支払開始日の3か月前応当日） に、それまでの預入元利金を総支払回数で除して計算します（100円単位）。 年金支払開始日から5年以上20年以内の期間にわたって設定可能です。 年金支払開始日以降、3か月おきに指定口座への振込によりお支払いいたします。 年金受取以外の目的で払戻する場合、もしくは2年以上積立を中断した場合は、課税 扱での解約となります。またその場合、原則非課税で支払済の利息についても、払戻 日より5年遡って国税15.315%、地方税5%の源泉分離課税が行われます。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の 入手方法	・年金元金計算日前1年以上の預入分 各預入時における預入期間別店頭表示利率（1年以上2年未満、2年以上）を預入期 間に応じて満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ・年金元金計算日前1年未満の預入分 各預入時におけるスーパー定期の利率を預入期間に応じて満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として、1年を365日とする日割りにより計算します（1年複利）。 財形住宅預金と合算して元利金合わせて550万円まで非課税となります。ただし、非 課税枠を超過すると、発生する利息がすべて課税扱となります。 （国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。） 店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率（注）により計算した利息とともに 支払います。
10. その他参考 となる事項	この預金は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。
11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を 図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

注) 中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年金元金計算日（年金受取開始日の3か月前応当日）から1年以上前の預入分 <ul style="list-style-type: none"> <li>預入期間6ヵ月未満の場合：解約日における普通預金利率</li> <li>預入期間6ヵ月以上1年未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×40%</li> <li>預入期間1年以上1年6ヵ月未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×50%</li> <li>預入期間1年6ヵ月以上2年未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×60%</li> <li>預入期間2年以上2年6ヵ月未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×70%</li> <li>預入期間2年6ヵ月以上3年未満の場合：約定利率（2年以上の利率）×90%</li> </ul> </li> <li>• 年金元金計算日前1年未満の預入分 <ul style="list-style-type: none"> <li>預入期間6ヵ月未満の場合：解約日における普通預金利率</li> <li>預入期間6ヵ月以上1年未満の場合：預入時の約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">（小数点第3位以下切捨て）</p>
-----------	--